

第8節 地区計画等に定められた内容に適合する建築物等の用に供する開発行為
〔法第34条第10号〕

法第34条第10号

地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

〔審査基準 1〕

開発許可制度運用指針

I－6 法第34条関係(第14号以外)

I－6－9 第10号関係

〔審査基準 2〕

地区計画制度は、都市計画の一つで、街区単位できめ細やかな市街地像を実現していくものである。

市街化調整区域において、地区計画又は集落地区計画が都市計画決定された区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内では、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物等の開発行為を許可し得ることとしている。